

内閣参質一八六第一号

平成二十六年二月四日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員有田芳生君提出韓国人元B級戦犯者問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出韓国人元B C級戦犯者問題に関する質問に対する答弁書

一、二及び五について

お尋ねの「戦後処理問題の隙間」及び「未解決のこの問題」の意味が必ずしも明らかではないが、大韓民国との間では、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（昭和四十年条約第二十七号）第二条1において、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が・・・完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認」しており、政府としてはお尋ねの措置を講ずることを検討する予定はない。

三について

政府として、お尋ねの法案の作成について検討する予定はない。

四について

お尋ねの「担当している部署」については、事項の内容等によつて様々であり、また、お尋ねの「この問題」の意味が必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

